

平成30年8月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年8月30日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室1

3. 出席委員 13名

1番 吉永 義量	2番 貞廣 誠也	3番 石崎 久雄
4番 川田 忠宏		6番 岡村 俊彰
	8番 高松 敏子	9番 佐藤 幸男
10番 松本 博典		
13番 岡村 博	14番 小松 典正	15番 西笛 勤
16番 池田 佳代	17番 吉永 まり子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 4名

5. 事務局

書記 大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号47～48)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件
議案第3号 非農地証明願 2件
議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 14 名であります。欠席者は 4 名です。出席委員 14 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岡村俊彰委員と高松敏子委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 47～48）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 2 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 47 番ですが、大字和食字ヒル口甲 4883 番地で地目は田、面積は 496 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 8 月 1 日から H33 年 7 月 31 日までの 3 年です。作付けは米です。賃借料は無償です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 48 番ですが、大字和食字麦尻甲 4904 番地で地目は田、面積は 760 m²、甲 4905 番地、地目 田、面積は 798 m²、甲 4906 番地、地目 田、面積は 752 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 1 月 1 日から H40 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けは甲 4904 番地と甲 4905 番地の 200 m²分はナスで賃借料は 3 俵、甲 4905 番地の 598 m²分と甲 4906 番地については維持管理のみで賃借料は無償です。場所については別紙図面②のとおりです。

説明しました 2 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 3 件について、いずれ

も適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　いずれも適正である旨村長へ答申することになります。

議 長 　　続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 2 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 5 土地の所在は大字和食字藏人甲 2187 番 1、地目は田で、転用面積は 269 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を建築するとのことです。昨日に会長、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 　　それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　それでは第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 　　第 3 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 3 号議案 非農地証明願について説明します。受付番号 1 申請人は〇〇さんです。申請地は大字和食字大久保乙 1099 番地口、地目は田、現況は原野で面積は 1,213 m²です。申請理由は 約 15 年前から田として使用しておらず、現在は原野の状態であるとのことで太陽光を設置したいとのことです。昨日に会長、松本博典委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号2 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字城山甲 3822 番地、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は 254 m²です。申請理由は 昭和 62 年月日不詳から耕作用に供さず、山林となり現在に至るとのことです。昨日に会長、岡村博委員、岡村俊彰委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号1の申請地は、長年耕作されていない状態で、周りに耕作されている農地もなく太陽光を設置後の影響もないと考える。

岡村委員 受付番号2の現況は山林となっており問題ないと考えます。

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで8月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時20分)

議事録署名委員

岡村 俊彰

議事録署名委員

高松 敏子